

## 介護保険施設を利用されている方へ 食費・居住費の減免制度のご案内

介護保険施設（短期入所を含む）に入所されている低所得者の方に対して、食費・居住費に一定額の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないように配慮がなされます。（特定入所者介護サービス費）

### ●対象サービス種類

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護（ショートケア）
- ・介護医療院

### ●対象になる方

利用者負担段階	対象者		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者</li> <li>・生活保護受給者</li> </ul>		
第2段階	世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。

※65 歳未満の方は、預貯金等の合計が 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下。

### ●居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	食費		居住費（滞在費）			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300 円	300 円	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円
第2段階	390 円	600 円	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円
第3段階①	650 円	1,000 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円
第3段階②	1,360 円	1,300 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円
基準費用額	1,445 円		2,006 円	1,668 円	1,668 円 (1,171 円)	377 円 (855 円)

※特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

●特定入所者介護サービス費を受けるには申請が必要です。

① 介護保険負担限度額認定申請書

② 預貯金等分かるものの写し

※ 銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ  
提出日からさかのぼって2か月分の記載ページ

※ 本人及び配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、写しが必要です。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が 容易なものは添付を求めます)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によ って時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告

※ 負債 (借入金・住宅ローンなど) は、預貯金等から差し引いて計算します (借用証などで確認)。また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。

※ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは除きます。

●認定証がお手元に届きましたら、施設もしくはケアマネジャーに提示してください。

有効期間は、申請日の属する月の初日からとなり、認定を受けてから最初に迎える7月31日までとなります。8月1日以降も再度認定を受けられる場合は再度申請していただき、審査をいたします。(前回と同じ段階になるとは限りません。)

※認定証をお持ちの方は毎年6月頃に更新の申請書を送付いたします。

例1) 施設に令和2年9月1日に入所し、令和2年9月15日に特定入所者介護サービス費の申請をされた場合。

有効期間：令和2年9月1日～令和3年7月31日  
(入所された日から適用となります。)

例2) 施設に令和2年9月1日に入所したものの、令和2年10月15日に特定入所者介護サービス費の申請をされた場合。

有効期間：令和2年10月1日～令和3年7月31日

(申請が10月のため、令和2年9月分の食費・居住費は対象外となります。申請は施設利用前、または施設利用月にお願いします。)

問い合わせ先  
葉山町役場  
福祉課介護高齢係  
046-876-1111(内線232~234)